（支所の矯正処遇調整官）

第三十五条　札幌刑務支所及び福島刑務支所に、それぞれ矯正処遇調整官一人を置く。

２　札幌刑務支所及び福島刑務支所の矯正処遇調整官は、命を受けて、第十一条各号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（統括矯正処遇官）

第三十六条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百十九人以内を置く。

２　統括矯正処遇官の配置及び事務の担当区分並びに統括矯正処遇官が分担する所掌事務の範囲は、法務大臣が定める。

（雑則）

第三十七条　この省令に定めるもののほか、刑務所等に関し必要な事項は、所長が定める。

２　所長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
札幌刑務所	札幌市
旭川刑務所	旭川市
帯広刑務所	帯広市
網走刑務所	網走市
月形刑務所	北海道樺戸郡月形町
青森刑務所	青森市
宮城刑務所	仙台市
秋田刑務所	秋田市
山形刑務所	山形市
福島刑務所	福島市
栃木刑務所	栃木市
水戸刑務所	ひたちなか市
喜連川社会復帰促進センター	さくら市
前橋刑務所	前橋市
千葉刑務所	千葉市
市原刑務所	市原市
東日本成人矯正医療センター	東京都
府中刑務所	東京都
横浜刑務所	横浜市
新潟刑務所	新潟市
甲府刑務所	甲府市
長野刑務所	須坂市
静岡刑務所	静岡市
富山刑務所	富山市
金沢刑務所	金沢市
福井刑務所	福井市
岐阜刑務所	岐阜市
笠松刑務所	岐阜県羽島郡笠松町
岡崎医療刑務所	岡崎市
名古屋刑務所	みよし市
三重刑務所	津市
京都刑務所	京都市
大阪刑務所	堺市
西日本成人矯正医療センター	堺市
神戸刑務所	明石市
加古川刑務所	加古川市
播磨社会復帰促進センター	加古川市
和歌山刑務所	和歌山市
鳥取刑務所	鳥取市
松江刑務所	松江市
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田市
岡山刑務所	岡山市
広島刑務所	広島市
山口刑務所	山口市
岩国刑務所	岩国市
美祢社会復帰促進センター	美祢市